

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 21日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 赤穂市西浜町980-1

氏名 株式会社カンペ赤穂
代表取締役社長 沼澤 昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0791-46-2600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社カンペ赤穂
事業場の所在地	赤穂市西浜町980-1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】 別紙1, 2のとおり	
特別管理産業廃棄物の種類	
排出量	t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
②計画	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
排出量	t
(今後実施する予定の取組)	
①現状	
②計画	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

【前年度（令和 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

【前年度（令和 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

【前年度（令和 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

【前年度（令和 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)		

(第5面)

		【目標】別紙1、2のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 年度実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和3年度）実績量

計画：今年度（令和4年度）計画量

単位:トン／年

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製造品出荷量 27,854 t/年（令和3年度実績）
③従業員数	138人（令和3年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	表一1のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等 表一2 参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 再利用可能品を保管しておき次の製造時の再利用を促進した。 各廃棄品の有価物利用を業者を交えて検討している。 発生する設備の運転方法を見直し廃塗料の削減を図る（まとめ製造含む）。 塗料サンプルの量と数を必要最小量としてその有効切れ時の廃棄量削減に努める。 ※製造不具合品の発生防止に務める。
②計画	(今後実施する予定の取組) 再利用促進及びまとめ製造を継続実施してゆく。 発生する設備の運転見直しを継続し少しでも削減できる条件にする。 ※廃塗料の再利用、別途利用、有価物化の継続検討を行う。 ※引き続き製造不具合品の発生防止に務める。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 屋外危険物貯蔵所に廃塗料専用置場を設けて一次置き場として外部委託処理を計画的に実施している。その保管量の適正化を図り発生量も工場共有情報化し、周知している。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を維持してゆく。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

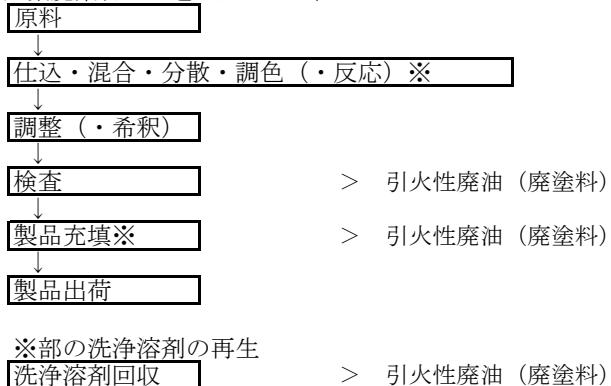
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ①焼却残渣を埋立処分でなく再生利用する業者への依頼割合を増やす。 ②産廃委託処理業者訪問調査の実施。 H30.10 エコシステム山陽 ⇒判定:問題なし H30.10 新日本開発 ⇒判定:問題なし
②計画	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者（優良産業処理業者）の状況確認 公開情報取得&インターネット含めて現地確認 ・新日本開発 ・エコシステムズ山陽 ・ツネイシカムテックス

表一 1

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



『引火性廃油（廃塗料）』

収集運搬 < 委託：横山サポートテック、新日本開発、新岡山工業、エコシステムジャパン >

→焼却 < 委託：新日本開発、エコシステム山陽、ツネイシカムテックス >

→焼却残渣は再生利用又は管理型処分場で埋立処分

<委託：住友大阪セメント赤穂工場、岡山県環境保全事業団水島処分場、ツネイシカムテックス>

表一 2

○管理体制図

